平成二十六年内閣府令第二十号

国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業）

第一条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる事業であって次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）

イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの

(1)　放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器の研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(2)　高度な細胞の再生及び移植による再生医療（以下この（2）並びに第十一条の二第二号イ（1）及び（3）において「高度再生医療」という。）の研究開発又は高度再生医療を行うために必要な物質の培養、製造若しくは研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(3)　手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発又は製造に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(4)　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験をいう。第十一条の二第二号イ（3）において同じ。）その他臨床研究に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(5)　情報通信技術を利用して行われる診療に係るシステムその他の医療に関する情報システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により作成又は保存される診療の記録に関するものを含む。）の研究開発に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

(6)　高度な医療を提供する医療施設又は医療設備（(7)及び(8)並びに第十一条の二第二号イ（4）において「高度医療施設等」という。）の整備又は運営に関する事業

(7)　高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であって、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に関する事業

(8)　高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。ロ（3）及び第十二条の二第二号ロ（2）において同じ。）その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業

ロ　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの

(1)　二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業（当該事業に係る第三条第一項に規定する事業実施計画が内閣総理大臣が定める要件を満たすものに限る。）

(2)　国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設、宿泊施設、文化施設その他の利用に供する施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に関する事業（国際会議等に参加する者に係るものに限る。）

(3)　国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続の代行又は当該渡航に付随して行う通訳案内その他の外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業

(4)　外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。(7)及び(8)において同じ。）、国際機関その他の者に勤務する者の子女又は海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国語による教育に関する事業

(5)　主に英語により授業を行い、かつ、外国籍を有する生徒が過半である学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は同法第百三十四条に規定する各種学校（第三条第一項第二号から第四号までにおいて「外国人学校」という。）の用に供される施設（その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定をいう。第三条第一項第二号において同じ。）に適合しないこととなるものに限る。）の整備に関する事業

(6)　外国語による医療の提供に関する事業

(7)　我が国において新たに事業を行う外国会社その他の者に対する当該事業を行う施設又は当該事業に係る設備の提供及び経営管理の支援に関する事業

(8)　我が国において事業を行い、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための外国語による必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

(9)　外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業

ハ　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な高度な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業（これらの事業に必要な施設又は設備の整備又は運営に関する事業を含む。）

二　産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な事業（国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。以下この号において同じ。）内の事業者、大学、研究機関、公共団体その他の者の知見、技術的能力等又は当該国家戦略特別区域内に存する施設若しくは設備を活用することにより実施が可能となる先端的な事業であり、当該事業に係る革新的な技術の開発が国民生活の改善、新産業の創出又は市場の開拓に寄与し、当該国家戦略特別区域以外の区域にも経済的社会的効果を及ぼすものをいう。）であって次に掲げるもの

イ　がん、循環器疾患、精神疾患、神経疾患、感染症、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る医薬品又は先端的な技術を用いて開発される国際競争力の高い医薬品の研究開発又は製造に関する事業

ロ　治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって国としてその対策に取り組む必要性が高いものに係る先端的な再生医療の研究に関する事業

ハ　人体への影響の少ない方法により診断又は治療を行う医療機器又は身体機能を再生し、回復し、又は代替する医療機器の先端的な研究開発に関する事業

ニ　革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発に関する事業

三　小規模企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）であって、設立時に常時雇用する従業員が五人（商業又はサービス業（中小企業基本法第二条第五項の商業又はサービス業をいう。以下同じ。）に属する事業を主たる事業として営む者については一人）以上の事業者が行う創業及び雇用の促進に係る事業（法第二十七条の五又は第二十八条の規定の適用を受ける場合に限る。）

（令第一条第一号で定める方法等）

第一条の二　国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号で定める方法は、インターネットの利用とする。

2　令第一条第一号で定める情報は、次のとおりとする。

一　収集及び整理をしている区域データの種類、内容及び形式

二　区域データの提供に関する手続及び規約

三　前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

（公募をしない場合の国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法）

第二条　内閣総理大臣は、令第一条の二第一項ただし書の規定により公募をしないで国家戦略特別区域会議（法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）の構成員として加える者を選定しようとする場合には、あらかじめ、当該者が実施すると見込まれる特定事業（法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）の内容その他の事項を確認しなければならない。

（事業実施計画の提出）

第三条　第一条第一号又は第二号に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣（法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

一　当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　第一条第一号ロ（5）に掲げる事業を実施しようとする者にあっては、当該事業を行う土地の区域について決定された都市計画に関する図書（当該事業に係る外国人学校の用に供される施設が、その用に供されなくなった場合には建築基準法令の規定に適合しないこととなることが明らかであることが確認できるものに限る。）の写し

三　第一条第一号ロ（5）に掲げる事業を実施しようとする者にあっては、当該事業に係る外国人学校の用に供される施設がその用に供されていることを継続して確認する取決めに係る書類

四　第一条第一号ロ（5）に掲げる事業を実施しようとする者にあっては、当該事業に係る外国人学校の学則（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三条に規定する学則をいう。）

五　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　第十二条に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の二による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　前号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

3　第十三条に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の三による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　提出の日の属する事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）の直前の事業年度（第三条の二第一項第二号において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）を経過している場合に限る。）

三　提出の日における株主名簿

四　常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画（法第九条第一項に規定する認定区域計画をいう。以下同じ。）に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

五　第十四条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

4　国家戦略特別区域担当大臣は、前三項の規定による提出を受けたときは、事業実施計画が国家戦略特別区域基本方針（法第五条第一項に規定する国家戦略特別区域基本方針をいう。）及び区域方針（法第六条第一項に規定する区域方針をいう。）に即して、当該事業を行うことについての適切かつ確実な計画であるかどうかを確認し、その結果を事業を実施しようとする者に通知するものとする。

5　前各項の規定は、事業実施計画の変更について準用する。

第三条の二　第十一条の二に規定する特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施することについての計画その他の事項について記載した別記様式第一の五による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の当該特定事業を安定して実施するために必要な経理的基礎を有することを証する書類

三　常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類

四　第十一条の三各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の六による宣言書

五　前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した書類

2　前条第四項の規定は、国家戦略特別区域担当大臣が、前項の規定による提出を受けたときについて準用する。

3　前二項の規定は、事業実施計画の変更について準用する。

（区域計画の認定の申請）

第四条　法第八条第一項の規定により認定の申請をしようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第二による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第四章の規定による規制の特例措置等の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2　法第十条第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。第七条において同じ。）について法第八条第一項の規定により認定の申請をしようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第二による申請書に、前項の図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　特定事業実施区域（法第十条第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。以下この号において同じ。）に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定事業実施区域を表示した付近見取図

二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四章の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

三　特定事業（法第十条第一項第一号に規定する特定事業をいう。）の工程表及びその内容を説明した文書

四　前三号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（特定事業の内容等の公表）

第五条　法第八条第三項の規定による公表に当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（特定事業の実施主体としての申出）

第六条　法第八条第四項の規定による申出をしようとする者は、国家戦略特別区域会議の定める日までに、自己が特定事業の実施主体として実施しようとする内容その他の事項について記載した別記様式第三による申出書に次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域会議に提出しなければならない。

一　当該者（法人である場合に限る。）の定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　前号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

（区域計画の変更の認定の申請）

第七条　法第九条第一項の規定により区域計画の変更の認定を受けようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第四による申請書に第四条第一項各号及び第二項各号に掲げる図書のうち当該区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）

第八条　法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更

三　法第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置（法附則第三条の規定による訓令又は通達に関する規制の特例措置を含む。）の全国展開に伴う変更

四　特定事業の実施主体の名称又は所在地の変更（変更後の所在地が国家戦略特別区域内であるものに限る。）

五　前各号に掲げるもののほか、認定区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

（認定区域計画の進捗状況に関する評価）

第九条　法第十二条の評価は、国家戦略特別区域会議の構成員、特定事業の実施主体その他の者が、特定事業の進捗状況、その実施による効果その他の事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して行わなければならない。

2　国家戦略特別区域会議は、認定区域計画の進捗状況に関する評価を行うため必要があると認めるときは、特定事業の実施主体に対し、当該特定事業の実施に関し必要な報告を求めることができる。

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号イ（1）から（6）まで並びにロ（2）（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び（5）から（9）までに限る。）及び第二号に掲げる事業とする。

（法第二十七条の二の内閣府令で定める要件）

第十条の二　法第二十七条の二の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　法第二十八条第一項に規定する利子補給契約に係る貸付けを受けて行われること。

二　前条に規定する事業であること。

（報告書の提出時期及び手続）

第十一条　法第二十七条の二に規定する課税の特例の適用を受けようとする法人であって、第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの）に係る特定事業（以下この条において「確認特定事業」という。）を実施するもの（以下この条において「事業実施主体」という。）は、事業実施期間（当該確認特定事業を実施するために必要な期間として、別に定めるところにより当該事業実施計画に記載された期間をいう。）中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五による実施状況報告書を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一　前年度の確認特定事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　前年度の確認特定事業の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に関し、確認特定事業を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、事業実施主体に対して、別記様式第五の二による当該事業を適切に実施していると確認したことを証する書面及び当該確認の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、事業実施主体に対して、別記様式第五の三によりその旨及び理由を通知するものとする。

（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業）

第十一条の二　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　法第二条第二項第一号に掲げる事業（法第二十七条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものを除く。第十一条の四第八項において同じ。）であって、当該事業の実施に当たり法第十二条の二から第二十六条までの規定による規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの

(1)　放射線療法その他の高度な医療の提供に資する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品（高度再生医療を行うために必要なものに限る。）の研究開発若しくは製造に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

(2)　手術補助その他の治療、日常生活訓練その他医療及び介護に関する利用に供するロボットの研究開発若しくは製造に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

(3)　高度な医療の提供に係る医療関係者の技術の向上に必要な治験その他の臨床研究若しくは高度再生医療の研究開発に関する事業又はその成果を活用して役務を提供する事業

(4)　高度医療施設等の運営に関する事業

ロ　インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業であって、次のいずれかに掲げるもの

(1)　情報を収集、蓄積、解析又は発信する製品の研究開発に関する事業

(2)　収集され、蓄積され、解析され、又は発信された情報の迅速な共有を図るためのネットワークの構築に係る技術の研究開発に関する事業

(3)　収集され、蓄積され、解析され、又は発信された情報を活用し自律的に作動する製品の研究開発に関する事業

(4)　(1)から(3)までに掲げる事業の成果を活用した事業

三　新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であること。

（法第二十七条の三の内閣府令で定める要件）

第十一条の三　法第二十七条の三の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。

二　認定区域計画に係る国家戦略特別区域が国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）により定められた日以後に設立された法人であって、その設立の日以後五年を経過していないものであること。ただし、当該法人が次のイ又はロに掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年から当該イ又はロに定める期間を減じた期間を経過していないものであること。

イ　当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が認定区域計画に定められている前条に規定する特定事業（以下この条から第十一条の五までにおいて単に「特定事業」という。）を実施していた法人である場合　設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間

ロ　当該法人がその設立の日以前から特定事業を実施していた者と実質的に同一と認められる法人である場合　当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

三　専ら特定事業を実施するものであること。

四　認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において、次に掲げる業務（特定事業の内容に照らして必要かつ補助的なものに限る。）以外の業務を行わないものであること。

イ　当該法人が提供する役務又は販売する製品に関する調査を行う業務

ロ　当該法人が提供する役務又は販売する製品の広告又は宣伝を行う業務

ハ　当該法人が提供する役務又は販売する製品の契約の申込み又は締結の勧誘を行う業務

ニ　当該法人が提供する役務又は販売する製品の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
ホ　当該法人が提供した役務又は販売した製品に関する情報の提供を行う業務
ヘ　イからホまでに掲げる業務に付随して行う業務
五　認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が、常時雇用する従業員の数の十分の二に相当する数以下であること。
六　特定事業を実施することについて適正かつ確実な計画を有すると認められるものであること。
七　特定事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
八　特定事業を安定して実施するために必要な経理的基礎を有するものであること。
九　特定事業に係る経理が、法第二十七条の三の指定前に営んでいた他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）

第十一条の四　法第二十七条の三の指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする法人は、別記様式第五の四による申請書に、当該法人の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の特定事業を安定して実施するために必要な経理的基礎を有することを証する書類
三　常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類
四　前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の六による宣言書
五　第三条の二第二項において準用する第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた第三条の二第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する第三条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの）の写し
六　前各号に掲げるもののほか、参考となる事項を記載した書類

2　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3　国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の五による指定書を交付するものとする。

4　国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の法人に対して、別記様式第五の六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5　国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定に係る法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。ただし、当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を超えない範囲内で指定の有効期間を付するものとする。

一　当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合　設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間
二　当該法人がその設立の日以前から特定事業を行っていた者と実質的に同一と認められる法人である場合　当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

6　前項の有効期間は、特定事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

7　第三項の規定により指定書の交付を受けた法人（以下「指定法人」という。）について合併又は分割があったときは、特定事業の全部を承継した法人に係る第五項の有効期間の満了の日は、前条各号に掲げる要件を欠くに至った場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日（当該合併又は分割の当事者である法人のうちに指定法人が二以上ある場合においては、これらの指定法人に係る指定の有効期間の満了の日のうち最も早い日）とする。

8　法第二条第二項第一号に掲げる事業を実施する指定法人に係る指定は、当該規制に係る法律、政令又は主務省令の改正その他の理由により、当該規制の特例措置が国家戦略特別区域以外の地域において適用されることとなった場合においても、なおその効力を有する。

9　指定法人は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を国家戦略特別区域担当大臣に届け出なければならない。

10　国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、指定法人の設立の日から起算して五年を超えない範囲内で変更することができる。ただし、当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その設立の後、五年からそれぞれ当該各号に定める期間を減じた期間を経過していないものとする。

一　当該法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が特定事業を実施していた法人である場合　設立の日が最も早い法人が当該特定事業を実施していた期間
二　当該法人がその設立の日以前から特定事業を行っていた者と実質的に同一と認められる法人である場合　当該実質的に同一と認められる者が当該特定事業を実施していた期間

11　国家戦略特別区域担当大臣は、指定法人が前条各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

12　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に対して書面で通知するものとする。

13　国家戦略特別区域担当大臣は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

14　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

15　国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるときは、指定法人に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（報告書の提出時期及び手続）

第十一条の五　指定法人は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五の七による実施状況報告書を提出するものとする。

一　前年度の特定事業の実施状況
二　前年度の収支決算

2　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に関し、特定事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に対して、別記様式第五の八による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定をしないときは、指定法人に対して、別記様式第五の九によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第二十七条の四の内閣府令で定める事業）

第十二条　法第二十七条の四の内閣府令で定める事業は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とする。

一　当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であること。
二　次のいずれかに該当する事業
イ　次に掲げる公益的施設のうち二以上（（10）及び（11）に掲げる公益的施設にあっては、一以上）の整備を含む事業であって、法第十五条、第十六条、第二十条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十五条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものであること。

（1）高度な医療の研究施設
（2）高度な医療の提供を行う医療施設
（3）我が国において新たに事業を行う外国会社が当該事業を行う施設又は当該外国会社に対し当該事業に係る設備の提供及び経営管理を支援する事業を行う施設
（4）国際会議等の用に供する大規模な集会施設
（5）国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設又は文化施設
（6）外国語による教育を行う施設
（7）外国語による保育を行う施設
（8）外国語による医療の提供を行う医療施設

(9) 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させるとともに当該滞在に必要な役務を提供する施設

(10) 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル

(11) 公園、緑地又は広場

ロ 専らイに掲げる公益的施設（当該公益的施設に付随する施設を含む。）の用に供する建築物又は構築物の整備を行う事業であること。

（法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業）

第十三条 法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

一 中小企業者（中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が行う第一条第一号イ（1）から（3）まで及び（5）に掲げる事業に限る。）及びハ並びに第二号に掲げる事業に係るもの

二 次に掲げる要件の全てを満たす小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの

イ 認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が、常時雇用する従業員の数の十分の二に相当する数以下であること。

ロ 次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約（その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約をいい、当該投資契約に係る払込金を、第三条第三項に規定する事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下同じ。）の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数が二人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、一人）以上増加していること。

（法第二十七条の五の内閣府令で定める要件）

第十四条 法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 第十三条に規定する特定事業のうち、認定区域計画に定められている特定事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二 次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定めるものであること。

イ 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 常勤の研究者又は新事業活動従事者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第七項に掲げる新事業活動に従事する者であって研究者に該当しない者をいう。以下同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該研究者又は新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であること。

(2) 事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有するものであること。

ロ 設立の日以後の期間が一年未満であって、かつ設立事業年度を経過している会社 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 常勤の研究者又は新事業活動従事者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者又は新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

ハ 設立の日以後の期間が一年以上二年未満の会社 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 常勤の新事業活動従事者の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの、又は基準事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第三条第一項に規定する費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の三を超えるものであること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を基準事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

ニ 設立の日以後の期間が二年以上三年未満の会社 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 基準事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率（基準事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあっては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下同じ。）の基準事業年度の前年度の売上高の額に対する割合又は基準事業年度の売上高の額の設立事業年度の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から基準事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるものであること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を基準事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

ホ 設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社（前条第二号に掲げる場合を除く。）次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 基準事業年度において試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第三条第一項に規定する費用の合計額の同条第二項に規定する収入金額に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率が百分の百二十五を超えるものであること。

(2) 特定事業を行うために必要な資金の額を基準事業年度の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(3) 基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。

三 既に第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第三項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があった場合には、その変更後のもの。次条第一項第六号及び第十七条第一項第七号において「確認事業実施計画」という。）に係る特定事業を実施しているものにあっては、当該特定事業を適正に実施していると認められること。

四 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が、投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものの有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有する会社にあっては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えない会社であること。

五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

六 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若

しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（1）から（3）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(2) 当該大規模法人及びこれと（1）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

(3) 当該大規模法人並びにこれと（1）及び（2）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

イ 当該大規模法人及びこれと（1）及び（2）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ロ 当該大規模法人及びこれと（1）及び（2）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

ハ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

八 特定株式投資契約を締結する株式会社であること。

（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）

第十五条 法第二十七条の五に規定する課税の特例の適用を受けようとする会社は、別記様式第六による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出し、その指定を受けなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

三 申請の日における株主名簿

四 常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

五 前条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 確認事業実施計画の写し

七 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六の二による指定書を交付するものとする。

4 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 国家戦略特別区域担当大臣は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して五年（第十三条第二号に掲げる特定事業にあっては、三年）を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

6 前項の有効期間は、指定に係る特定事業が終了したときは、前項の規定にかかわらず終了するものとする。

7 第三項の規定により指定書の交付を受けた会社（以下「指定会社」という。）は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を国家戦略特別区域担当大臣に届け出なければならない。

8 国家戦略特別区域担当大臣は、指定会社が前条各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

9 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

10 国家戦略特別区域担当大臣は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

11 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

12 国家戦略特別区域担当大臣は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（報告書の提出時期及び手続）

第十六条 指定会社は、事業年度終了後一月以内に、国家戦略特別区域担当大臣に対して、次に掲げる事項を記載した別記様式第六の四による実施状況報告書を提出するものとする。

一 前年度の指定に係る特定事業の実施状況

二 前年度の収支決算

三 特定株式投資契約その他の資金の調達に関する実績

四 常時雇用する従業員数を証する書類（ただし、小規模企業者に該当する場合には、常時雇用する従業員数及び認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員数を証する書類とする。）

五 第十四条各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第一の四による宣言書

六 特定株式投資契約その他の資金調達に関する実績

七 確認事業実施計画の写し

八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）を通じて取得した場合にあっては、当該指定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等の組合契約書の写し

二 当該民法組合等が取得した当該株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。）の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 別記様式第六の八による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

3 国家戦略特別区域担当大臣は、第一項の報告書に関し、指定に係る特定事業が適正に実施される見込みであると認めるときは、指定会社に対し、別記様式第六の九による当該事業が適正に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。

4 国家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第六の十によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、特定株式投資契約を締結した個人に対

第十七条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約その他の資金の調達に関する契約の締結状況について、別記様式第六の七の報告書に、当該指定会社の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 特定株式投資契約を締結する日の属する事業年度の直前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

三 特定株式投資契約の日における株主名簿

（指定会社に係る株式の払込みの確認等）

し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面（次項において「認定書交付証明書」という。）を交付するものとする。

6　認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、別記様式第六の十一による申請書一通を国家戦略特別区域担当大臣に提出するものとする。

7　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第十五条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し

二　会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

三　外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、特定株式投資契約を締結した契約書の写し

四　前三号に掲げるもののほか、参考となる書類

8　国家戦略特別区域担当大臣は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として三月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十二による確認書を交付するものとする。

9　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、当該指定会社の発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに別記様式第六の十三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関）

第十八条　法第二十八条第一項の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一　銀行

二　信用金庫及び信用金庫連合会

三　労働金庫及び労働金庫連合会

四　信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会

五　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

七　農林中央金庫

八　株式会社商工組合中央金庫

九　株式会社日本政策投資銀行

（法第二十八条第一項の指定金融機関の要件）

第十九条　法第二十八条第一項の内閣府令で定める要件は、法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有することとする。

（第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約の優先）

第二十条　政府は、毎年度、各利子補給契約（法第二十八条第一項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十二条第二項において同じ。）により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金（法第二十八条第一項に規定する国家戦略特区支援利子補給金をいう。第二十二条第二項及び第二十三条において同じ。）の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超える場合は、第一条第二号に掲げる事業に係る利子補給契約を結ぶことを優先するよう努めるものとする。

（法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第二十一条　法第二十八条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間を置かないものとする。）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間）

第二十二条　法第二十八条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一　二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二　八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、国家戦略特区支援利子補給金の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

一　七月二十六日から同年八月二十日までの期間　当該貸付けの行われた日から翌年二月二十日までの期間

二　一月二十六日から同年二月二十日までの期間　当該貸付けの行われた日から同年八月二十日までの期間

（国家戦略特区支援利子補給金の支給）

第二十三条　指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第四項において同じ。）は、法第二十八条第五項の規定により国家戦略特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　当該国家戦略特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二　前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2　内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内において、国家戦略特区支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

（法第二十八条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等）

第二十四条　法第二十八条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三　第十九条に規定する要件に適合することを証する書類

四　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　内閣総理大臣は、前項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

3　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

4　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が法第二条第二項第二号に規定する事業に必要な資金を貸し付ける事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

5　内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

（安全管理に関する確認の申請及び確認）

第二十五条　法第二十八条の二第一項の確認を受けようとする国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体（第三項及び第四項において「申請者」という。）は、別記様式第九による申請書（次項及び第三項において「申請書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　認定区域計画の写し

二　法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類

3　内閣総理大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたとき

は、申請者に別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4　内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十一による通知書を申請者に交付するものとする。

（安全管理に関する変更に係る確認の申請及び確認）

第二十六条　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体であって、法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合することについて内閣総理大臣の確認を受けたもの（この条から第二十八条までにおいて「実施主体」という。）は、前条第三項の規定により確認を受けた安全管理の内容を変更しようとするときは、別記様式第十二による申請書（次項及び第三項において「申請書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2　申請書の提出は、前条第三項の規定により交付された確認書の写しを添付して行わなければならない。

3　内閣総理大臣は、申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の二第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該変更に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、当該申請をした実施主体に別記様式第十三による確認書を交付するものとする。

4　内閣総理大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した別記様式第十四による通知書を当該実施主体に交付するものとする。

（国の機関等に対するデータの提供の求めの申請）

第二十七条　法第二十八条の二第一項の規定により国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めようとする実施主体は、認定区域計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容その他の事項を記載した別記様式第十五による提供依頼申出書（次項から第五項までにおいて「申出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　法第二十八条の二第二項の規定によりデータを提供する内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

一　データの内容

二　データの提供の方法

三　データの提供の準備に要する期間

四　その他データの提供に必要な事項

3　法第二十八条の二第三項の規定により通知をする内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

4　法第二十八条の二第四項の規定によりデータの提供を要請する内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長を含む。第九項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した別記様式第十八による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

5　法第二十八条の二第五項の規定により通知をする内閣総理大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データの提供の要請を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十九による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

6　法第二十八条の二第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした実施主体に通知するものとする。

一　第二項又は第三項の場合　一月

二　第四項又は前項の場合　二週間

7　法第二十八条の二第六項の規定によりデータを提供する関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

8　法第二十八条の二第七項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

9　法第二十八条の二第八項の規定によりデータの提供を要請する関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した別記様式第十八による通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

10　法第二十八条の二第九項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第四項の規定により内閣総理大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十九による通知書を内閣総理大臣に送付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

11　第四項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前四項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

一　第七項又は第八項の場合　一月

二　第九項又は前項の場合　二週間

12　法第二十八条の二第十項の規定によりデータを提供する公共機関等は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第十六による提供通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

13　法第二十八条の二第十二項の規定により通知をする公共機関等は、第四項又は第九項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第十七による通知書を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を内閣総理大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた内閣総理大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

14　第四項又は第九項の規定による要請を受けた公共機関等は、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該要請をした内閣総理大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた関係行政機関の長は、当該通知の内容を内閣総理大臣に通知するものとし、当該通知を受けた内閣総理大臣は、当該通知の内容を第一項の規定による求めをした実施主体に通知するものとする。

15　第二項、第七項又は第十二項の通知書の交付を受けた実施主体は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等に対し、当該通知書の写しを添えて、第十七項に定める書面を提出しなければならない。

16　前項の書面を受理した内閣総理大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の実施主体にデータを提供するものとする。

17　第十五項の規定により提出する書面は、別記様式第二十により、第二項、第七項又は第十二

項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。

（地方公共団体に対するデータの提供の求めの申請）

第二十八条　法第二十八条の三第一項の規定により国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の保有するデータの提供を求めようとする実施主体は、認定区域計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容その他の事項を記載した別記様式第二十一による提供依頼申出書（以下この項から第三項までにおいて「申出書」という。）を当該関係地方公共団体の長その他の執行機関に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長以外の当該地方公共団体の執行機関にデータの提供を求めようとするときは、当該地方公共団体の長を経由して申出書を提出しなければならない。

2　法第二十八条の三第二項の規定によりデータを提供する関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、前条第二項各号に掲げる事項を記載した別記様式第二十二による提供通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

3　法第二十八条の三第三項の規定により通知をする関係地方公共団体の長その他の執行機関は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した別記様式第二十三による通知書を当該データの提供の求めをした実施主体に交付するものとする。

4　第二項の通知書の交付を受けた実施主体は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該通知書の写しを添えて、第六項に定める書面を提出しなければならない。

5　前項の書面を受理した関係地方公共団体の長その他の執行機関は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の実施主体にデータを提供するものとする。

6　第四項の規定により提出する書面は、別記様式第二十四により、第二項の通知書に記載された内容に基づいて、データの提供の方法、データの提供の時期その他データの提供に必要な事項を記載した書面とする。

（新たな規制の特例措置の求めに係る手続）

第二十九条　法第二十八条の四第一項の規定により、国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を含む区域計画を定めようとするもの又はその認定を受けたものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十五による要望書（以下この条において「要望書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めがその所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に対する内閣総理大臣の見解を記載した書類を添えて、国家戦略特別区域諮問会議に送付し、意見を聴くものとする。

3　法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十六による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するとともに、別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

4　法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、第二項に規定する場合において、第二項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した別記様式第二十八による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

5　法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めが他の関係行政機関の長の所管する法律又は政令等により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合には、法第二十八条の四第七項の規定により、要望書を受理した日から原則として二週間以内に、当該関係行政機関の長に対し、新たな規制の特例措置について検討を行うよう要請するとともに、その旨を記載した別記様式第二十九による通知書を当該求めをした国家戦略特別区域会議に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該要請の旨を国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

6　法第二十八条の四第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第二項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないこと又は前三項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

一　第二項から第四項までの場合　一月

二　前項の場合　二週間

7　法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、要請書を受理した日から原則として一月以内に、当該要請書に対する関係行政機関の長の見解を記載した書類を添えて、国家戦略特別区域諮問会議に送付し、意見を聴くものとする。

8　法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した別記様式第二十六による通知書を内閣総理大臣に交付するとともに、別記様式第二十七により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該新たな規制の特例措置の整備を求めた国家戦略特別区域会議に交付するものとし、関係行政機関の長は、当該新たな規制の特例措置の内容を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

9　法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、第七項の意見を踏まえ、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した別記様式第二十八による通知書を内閣総理大臣に交付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、当該通知書を当該新たな規制の特例措置の整備を求めた国家戦略特別区域会議に交付するものとし、関係行政機関の長は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。

10　法第二十八条の四第七項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第七項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないこと又は前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を内閣総理大臣及び国家戦略特別区域諮問会議に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした国家戦略特別区域会議に通知するものとする。

第三十条　法第二十八条の四第二項の規定により区域計画の案を提出しようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書（次項において「報告書」という。）

二　新たな規制の特例措置の適用を受けて実施する先端的区域データ活用事業活動を実施すると見込まれる主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

三　前二号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

2　報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた方法及びその結果

二　区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえた年月日

3　法第二十八条の四第二項の規定による認定区域計画の変更の案を提出しようとする国家戦略特別区域会議は、別記様式第三十一による申請書に第一項各号に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

4　法第二十八条の四第二項の規定により区域計画又は認定区域計画の変更の案を作成する際の同項後段に規定する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえる方法については、次の各号のいずれかとする。

一　国家戦略特別区域会議の構成員及び先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の代表者で組織される協議会の議決

二　当該区域に係る国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）で規定する地方公共団体の議会の議決

三　当該区域に係る国家戦略特別区域を定める政令で規定する地方公共団体の住民の投票

四　その他国家戦略特別区域会議が適切と認める方法

5　国家戦略特別区域会議は、前項の措置を講じるに際し、事前に、説明会の開催等により、当該区域計画又は認定区域計画の変更の案の内容について説明を行うものとする。

附　則

この府令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附　則（平成二七年七月一五日内閣府令第四三号）

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附　則（平成二八年六月三〇日内閣府令第四三号）

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

附　則（平成二八年九月一日内閣府令第五七号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

附　則（平成三〇年三月三〇日内閣府令第一九号）

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（令和元年五月七日内閣府令第一号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年七月一二日内閣府令第一九号）

この府令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附　則（令和二年三月三一日内閣府令第三二号）

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和二年八月三一日内閣府令第五六号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附　則（令和二年一一月一一日内閣府令第六九号）

この府令は、令和二年十一月十二日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日内閣府令第八二号）

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年三月三一日内閣府令第二四号）

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和五年八月二五日内閣府令第六三号）

この府令は、令和五年九月一日から施行する。

附　則（令和六年三月三〇日内閣府令第四四号）

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の国家戦略特別区域法施行規則第十条及び第十一条の規定は、この府令の施行の日以後に国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認（以下「確認」という。）を受ける同条第一項の事業実施計画に係る事業について適用し、同日前に確認を受けた同項の事業実施計画に係る事業については、なお従前の例による。

別記様式第１（第３条関係）

別記様式第１（第３条関係）

事業実施計画

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1．会社の名称及び代表者の氏名
2．設立年月日及びたたる事務所の所在地
3．事業実施計画（別紙）

注　１及びまに掲げる事項については、事業を実施しようとする者が法人である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１（別紙）（第３条関係）

別記様式第１（別紙）（第３条関係）

事業実施計画

1．事業の名称
2．国家戦略特別区域法施行規則第３条に掲げる事業のうち該当するもの
3．事業の内容
4．事業実施期間
5．事業実施期間
6．事業の実施に要する資金の総調達額（ただその内訳及びこれの資金の調達方法に関する詳細
（1）計画期間全体における事業総合見込額　経費○○百万円
（2）年度別内訳
（イ）令和○○年度
（1）事業総合見込額　小計○○百万円
（2）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

（ロ）令和○○年度
（1）事業総合見込額　小計○○百万円
（2）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

7．機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備及び工構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する詳細
（1）計画期間全体における設備投資予定額（国家戦略特別区域法施行規則第１条第１号に掲げる事業に係るもの）　経費○○百万円

（イ）年度別内訳（令和○○年度）

（1）設備投資予定額　小計○○万円
（2）内訳

設備の区分	設備名	設置予定場	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業開始予定年月日	取得予定金額概	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備								
設立に際別特								

（ロ）年度別内訳（令和○○年度）
（1）設備投資予定額　小計○○万円
（2）内訳

設備の区分	設備名	設置予定場	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業開始予定年月日	取得予定金額概	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備								
設立に際別特								

（3）企画開発を行おうとする設備投資予定額（国家戦略特別区域法施行規則第１条第２項に掲げる事業に係るもの）　総計○○万円
（イ）年度別内訳（令和○○年度）
（1）設備投資予定額　小計○○万円
（2）内訳

設備の区分	設備名	設置予定場	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業開始予定年月日	取得予定金額概	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備								
設立に際別特								

（ロ）年度別内訳（令和○○年度）
（1）設備投資予定額　小計○○万円
（2）内訳

設備の区分	設備名	設置予定場	工事着手予定年月日	取得予定年月日	事業開始予定年月日	取得予定金額概	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								

建物及びその附属設備									

８．その他事業の実施に関する事項

注１　適用を受けようとする課税の特例規定を８に記載すること。
　２　期待又は規定を存ある場合は、工事着手予定年月日を記載すること。
　３　器具及び備品は、特に開発研究の用に供される器具及び備品に限られているため、留意すること。
　４　５の事業実施期間は、地域事業を実施するために必要な期間をいい、課税の特例期間の適用を受けようとする場合は同期に定めることに従って記載すること。
（備考）用紙は大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の２（第３条関係）（令２月改令６・金改）

事業実施計画（案）

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１．自己の名称及び代表者の氏名
２．第５号ホ及び第６号に掲げる事項別の記載
３．事業実施計画（別紙）

注　１欄の２に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が知入できる場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の２（別紙）（第３条関係）（令２月改令６・金改）

事業実施計画

１．沿革の名称
２．本事業に係る経緯が地域特に定められている特定事業
３．国家戦略特別区域法施行規則第３条第２項イに掲げる会社法施設のうち選ぶ者ならもの
４．本文の内容
５．工事費及び今年記事項及び工年度ごとの下記年期
６．事業実施区域
　（１）区域
　（２）面積　㎡
７．雇用者の数値

通号	雇用の区	短一時間	工たる労働

８．その他事業の実施に関する事項

注１　６の欄の各事項については、事業実施計画に付される自治体計画を表示した図面又は資料、当分、ＨＰ図ならびに地図及び事業実施区域を示し、５ア記実施内容を記すること。
　２　７の欄の各事項については、事業実施区域内に雇用する雇用者の実際数の実際値を記すこと。
　　配偶者には計算数ごと二倍年を打し、その番号を「番号」の欄に記入すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の２（第３条関係）

別記様式第１の２（別紙）（第３条関係）

別記様式第１の３（第３条関係）

別記様式第１の３（第３条関係）（令２六経中経・金商）

事業実施計画の認定

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第５条第３項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１．会社の名称及び代表者の氏名
２．第２０条１項第２号に掲げる事項の変更
３．事業実施計画（別紙）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の３（別紙）（第３条関係）

別記様式第１の３（別紙）（第３条関係）

事業実施計画

１．事業の名称
２．国家戦略特別区域法施行規則第１０条に掲げる事業のうち該当するもの
３．事業の内容
４．事業実施場所
５．事業実施期間及び及びその有効期限
６．事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画
（１）計画期間全体における事業資金見込額　総計○○百万円
（２）年度別内訳
（イ）令和○○年度
（１）事業資金見込額　小計○○百万円
（２）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

（ロ）令和○○年度
（１）事業資金見込額　小計○○百万円
（２）内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

７．事業実施に係る雇用計画
（１）設立事業年度の開始の日における労働雇用する従業員数（以下「従業員数」という。）
総計○○人
（２）計画期間全体における新規雇用見込従業員数　総計○○人
（３）年度別内訳
（イ）令和○○年度
（１）新規雇用見込従業員数　小計○○人
（２）内訳

事業所の名称及び所在地	事業年度開始時の従業員数		事業年度終了時の従業員数		従業員増加数	
		うち，新規雇用		うち，新規雇用		うち，新規雇用

（ロ）当該事業年度開始時に認定区域計画に係る国家戦略特別区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数　○○人
（ハ）令和○○年度
（１）新規雇用見込従業員数　小計○○人
（２）内訳

事業所の名称及び所在地	事業年度開始時の従業員数		事業年度終了時の従業員数		従業員増加数	
		うち，新規雇用		うち，新規雇用		うち，新規雇用

８．国家戦略特別区域の区域外にある事業所の所在地

注１　設立の日以前の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）にあっては、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有していることを証明する事業計画書（事業概要、売上高及び雇用者の職種が記載されたものに限る。）及び法人税法第１４条第１項に規定する損益計算の写しを添付すること。
２　法第２２条の５に規定する課税の特例のみを受けようとする場合には、様式１の３のみを提出することとし、様式１を提出することを要しない。
３　７（３）（イ）（ａ）及び（ロ）に掲げる事項については、事業を実施しようとする者が小規模企業者である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の４（第３条，第１５条，第１７条関係）

別記様式第１の４（第３条，第１５条，第１７条関係）（令２六経中経・金商）

認定世代に関する証書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

会社の名称及び代表者の氏名

当社は、国家戦略特別区域法施行規則第１８条各号に掲げる要件には該当することを証明します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の５（第３条の２関係）

別記様式第１の５（第３条の２関係）（令２.６.29内閣府令・全改）

事業実施計画の認定

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

特定事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法施行規則第３条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１．会社の名称及び代表者の氏名
２．設立年月日及び主たる事務所の所在地
３．事業実施計画（別紙）

（注）２．において、当該法人が国家戦略特別区域法施行規則第１１条の２に規定する特定事業（以下単に「特定事業」という。）を実施する法人を含む分割により設立される法人（以下単に「分割承継法人」という。）を実施する法人である場合には、当該分割承継法人（当該分割により設立される法人であって、当該分割により特定事業を承継しようとするものに限る。）についても記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の５（別紙）（第３条の２関係）

別記様式第１の５（別紙）（第３条の２関係）

事業実施計画

１．事業の名称
２．国家戦略特別区域法第２条第２項第１号に掲げる事業（同法第27条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものを除く。）のうち該当するもの（規制の特例措置の内容）
３．国家戦略特別区域法施行規則第１１条の２第２号に掲げる事業のうち該当するもの
４．事業の内容
（１）概要
（２）活用する規制の特例措置の、当該事業における重要性
（３）当該事業が有する革新性
５．事業実施場所
６．国家戦略特別区域の区域外における事業所に関する事項
（１）所在地
（２）国家戦略特別区域法施行規則第１１条の３第４号に掲げる業務のうち該当するもの
７．事業実施期間及び希望する指定の有効期間
８．事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画
（１）計画期間全体における事業資金収支総　総計○○百万円
（２）年度別内訳
（ｲ）令和○○年度
（ｲ１）事業資金収支総　小計○○百万円
（ｲ２）内訳

資金調達収支見込	収支額	資金調達方法見込

（ﾛ）令和○○年度
（ﾛ１）事業資金収支総　小計○○百万円
（ﾛ２）内訳

資金調達収支見込	収支額	資金調達方法見込

９．従業員に関する事項
（１）法人が雇用する全従業員数　○○人
（２）認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内にある事業所において業務に従事する従業員の数　○○人

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の６（第３条の２，第１１条の４関係）

別記様式第１の６（第３条の２，第１１条の４関係）（令２.６.29内閣府令・全改）

指定要件に関する宣言書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

法人の名称及び代表者の氏名

当社は、国家戦略特別区域法施行規則第１１条の３各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第２（第４条関係）

別記様式第２（第４条関係）（令元.９.30内閣府令・一部改定）

区域計画認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法第８条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する規定に基づき、区域計画について認定を申請します。

注　法第８条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する規定」の文字を、法附則第３条に規定する規定のみに基づく計画にあっては「第８条第１項の規定及び同位」の文字を抹消してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

区域計画

１　国家戦略特別区域の名称

２　法第３条第３項に規定する特定事業の名称

３　区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的効果

４　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

５　法第10条第１項第１号に規定する特定事業を定める場合には、当該特定事業の名称

別紙　法第３条第３項に規定する特定事業関係及び法第10条第１項第１号に規定する特定事業関係

注１　２に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容及び実施主体に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置等の内容」及び「３　その他特定事業に関する事項」を別紙に記載すること。
２　５に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置の内容」及び「３　特定事業実施区域の範囲」を別紙に記載すること。

別記様式第３（第６条関係）

別記様式第３（第６条関係）（令和５年政令第○○号）

特定事業の実施に係ることの申出書

年　月　日

国家戦略特別区域会議　殿

特定事業を実施しようとする者の名称

国家戦略特別区域法第５条第３項の規定により公表された特定事業の実施主体に係わらないので、特定事業の概ねに基づき、下記のとおりやれ申出ます。

記

１．会社の名称及び代表者の氏名
２．設立年月日及びその主たる事務所の所在地
３．実施法第２条第７項の特定事業の名称
４．自己が特定事業の実施主体として実施しようとする内容
５．自己が特定事業の実施主体として取りることによる効果

注　３及びロに関する事項については、特定事業を実施しようとする者が法人である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第４（第７条関係）

別記様式第４（第７条関係）（令和５年政令第○○号附則第６条・一部改正）

区域計画の変更の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

国家戦略特別区域会議

年　月　日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第８条第１項の規定及び同法附則第３条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

１　変更事項
２　変更事項の内容

注１　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。
２　改第９条第１項の規定のみに基づく計画にあっては「及び同法附則第３条に規定する措置」の文字を、法附則第３条に規定する措置のみに基づく計画にあっては「第９条第１項の規定及び同法」の文字を削除してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５（第１１条関係）

別記様式第５（第11条関係）

特定事業に関する実施状況報告書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

個人の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第３条第４項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認（　年　月　日付け）を受けた同条第１項の事業実施計画に係る特定事業の実施状況について、同規則第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．事業の名称
２．国家戦略特別区域法施行規則第１条に掲げる事業のうち該当するもの
３．事業の内容
４．事業実施期間
５．事業実施期間
６．前年度における事業の実施状況
７．前年度における収支状況（会社法第の貸借対照表等）
８．設備の調達に関する実績
（１）計画期間全体における事業設備費　総計○○億万円
（２）年度別内訳
平成
（ｉ）　○○年度
令和
（ｉ）設備投資実績額　小計○○億万円
（ｉｉ）内訳

設備調達先	設備調達額	設備調達方法

平成
（ii）　○○年度
令和
（ｉ）設備投資実績額　小計○○億万円
（ｉｉ）内訳

設備調達先	設備調達額	設備調達方法

９．機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは借入（以下「設備投資」という。）に関する実績
（１）計画期間全体における設備投資実績額（国家戦略特別区域法施行規則第４条第１号に掲げる事業に係るもの）　総計○○億万円
平成
（ｉ）年度別内訳（　○○年度）
令和
（ｉ）設備投資実績額　小計○○億万円
（ｉｉ）内訳

設備の区分	設備名	設置場	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	補助	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備及び構築物								

平成
（ii）年度別内訳（　○○年度）
令和
（ｉ）設備投資実績額　小計○○億万円
（ｉｉ）内訳

設備の区分	設備名	設置場	工事着手年月日	取得年月日	事業供用年月日	取得価額	補助	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備及び構築物								

（２）計画期間全体における設備投資実績額（国家戦略特別区域法施行規則第４条第２号に掲げる事業に係るもの）　総計○○億万円
平成
（ｉ）年度別内訳（　○○年度）
令和
（ｉ）設備投資実績額　小計○○億万円
（ｉｉ）内訳

設備の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業開始年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備及びこれ類似物								

(ロ) 年度別内訳（　令和　～　令和　○○年度）

（1）設備投資実績額　小計○○百万円

（2）内訳

設備の区分	設備名	設置地	工事着手年月日	取得年月日	事業開始年月日	取得価額	用途	事業内容
機械及び装置								
器具及び備品								
建物及びその附属設備及びこれ類似物								

10．特定事業の適切な実施に関する事項

11．その他事業の実施状況に関する事項

注　10に注、別に定める各特定事業の適切な実施に係る別所基準に対する達成状況を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第５の２（第１１条関係）

特定事業の実施に係る確認書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの特定事業に係る実施状況報告を踏まえ、国家戦略特別区域法施行規則第11条第２項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されていると認、これを確認します。

記

確認の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第５の３（第１１条関係）

特定事業の実施に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの特定事業に係る実施状況報告については、下記の理由により国家戦略特別区域法施行規則第11条第２項の確認をしません。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第５の４（第１１条の４関係）

特定申請書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

法人の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法第27条の３に規定する指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．法人の名称及び代表者の氏名
2．設立年月日及び主たる事務所の所在地
3．国家戦略特別区域法施行規則第11条の２に掲げる特定事業のうち該当するもの
4．事業実施期間及び年度ごとの設備の取得期間

（注）3．において当該法人が国家戦略特別区域法施行規則第11条の２に規定する特定事業（以下単に「特定事業　という。」）を実施する法人を含む合併により設立された場合は設立日の属する年に属する合併に際して特定事業を開始していたまたは実施中である場合は当該実施期間に同一と認められる限の特定事業開始日を併せて記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列４番とすること。

別記様式第５の２（第１１条関係）

別記様式第５の３（第１１条関係）

別記様式第５の４（第１１条の４関係）

別記様式第５の５（第１１条の４関係）

別記様式第５の５（第11条の４関係）（令２.７.29PMO－法務）

指　定　書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付の指定申請について、国家戦略特別区域法27条のうの規定に基づき、指定します。

記

１．指定法人の名称

２．全ての事業所の所在地

３．認定区域計画に定められている特定事業（雇用の特別奨励措置事業）の内容

４．指定の有効期間

（１）この指定が行われたことについては、国家戦略特区推進に関するホームページにおいて公表します。
（２）国家戦略特区推進担当大臣は、第11条のうに掲げる認定に誠実にしたがわなかったときまたは偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたときは取消すことができるものとします。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の６（第１１条の４関係）

別記様式第５の６（第11条の４関係）（令２.７.29PMO－法務）

国家戦略特別区域法第27条のうに指定する指定をしない旨の通知書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付の国家戦略特別区域法第27条のうに規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

指定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の７（第１１条の５関係）

特定事業の実施に係る実施状況報告書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

法人の名称及び代表者の氏名

年　月　日付けの国家戦略特別区域法第27条のうに規定する指定を受けた特定事業の実施状況について、国家戦略特別区域法施行規則第11条の３第１号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．事業の内容
（１）概要
（２）適用する規制の特例措置の、当該事業における重要性
（３）当該事業が有する革新性
２．事業実施場所
３．国家戦略特別区域の区域外にある事業所に関する事項
（１）所在地
（２）国家戦略特別区域法施行規則第11条の３第４号に掲げる業務のうち該当するもの
４．事業実施開始又は終了の年月日
５．前年度における事業の実施状況
６．前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
７．資金の調達に関する事項
（１）計画期間全体における事業資金額　総計○○百万円
（２）年度別内訳
（ｉ）令和○○年度
（１）事業調達実績額　小計○○百万円
（２）内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

（ｉｉ）令和○○年度
（１）事業調達実績額　小計○○百万円
（２）内訳

資金調達先	資金調達額	資金調達方法

８．従業員に関する事項
（１）法人が雇用する全従業員数　○○人
（２）認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数　○○人

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の７（第１１条の５関係）

別記様式第５の８（第１１条の５関係）

別記様式第５の８（第11条の５関係）（令２.７.29 ００２・企政）

特定事業の実施に係る認定書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの特定目標の達成に係る実施状況報告を踏まえ、国家戦略特別区域法施行規則第15条の５第２項の規定に基づき、写真等提示１及びのとおり適正に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第５の９（第１１条の５関係）

別記様式第５の９（第11条の５関係）（令２.７.29 ００２・企政）

特定事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの国家戦略特別区域法施行規則第15条の５第１項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６（第１５条関係）

別記様式第６（第15条関係）

指定申請書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

会社の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項に規定する指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．会社の名称及び代表者の氏名
２．主たる事務所の所在地
３．国家戦略特別区域法施行規則第15条各号に掲げる特定事業のうち該当するもの
４．事業実施期間及び希望する指定の有効期間

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の２（第１５条関係）

別記様式第６の２（第15条関係）（令２.７.29 ００２・企政）

指　定　書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当内閣府大臣

年　月　日付けの指定申請について、国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項の規定に基づき、指定します。

記

１．指定会社の名称
２．うち２事業者の名称
３．認定区域計画に定められている特定事業（指定の特例事項に限る。）の内容
４．指定の有効期間

（１）この指定が行われたことについては、内閣府特別区域担当部ホームページにおいてお知らせします。
（２）指定会社の事業内の協議において国家戦略特別区域法施行規則第15条第６項の規定に基づき、報告を求められた場合、その報告書の提出によりその指定を受けたことが判明するに至ったときは、速やかにその指定を取消すとともに、その旨を指定者に通知し公表してください。
（３）この指定は、国として、指定会社に対して投資に係る保証を保証するものではないことを法的安定性に対して説明してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の３（第15条関係）

別記様式第６の３（第15条関係）（ゆう約郵便・必着）

同意解除特別区域法第15条第１項に規定する通知をしない旨の通知書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

関東戦略特別区域知事

年　月　日付けの国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしません。

記

都市をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の４（第16条関係）

特定事業の実施に係る実施状況報告書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

会社の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項に規定する指定（　年　月　日付け）を受けた特定事業の実施状況について、同規則第15条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．事業の内容
2．事業実施場所
3．事業実施期間及び指定の有効期間
4．前年度における事業の実施状況
5．前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6．設備の調達に関する実績
（１）令和○○年度設備会計　○○百万円
（内訳）

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

（２）令和○○年度設備会計　○○百万
（内訳）

資金調達先	資金額	資金調達方法	備考

7．事業実施に係る雇用計画
（１）設立事業年度の開始の日における新規雇用する従業員数（以下「従業員数」という。）
総計○○人
（２）計画期間全体における新規雇用従業員数　総計○○人
（３）年度別内訳
（イ）令和○○年度
（ｉ）新規雇用従業員数　小計○○人
（ｂ）内訳

事業者の名称及び所在地	事業年度開始時の従業員数		事業年度終了時の従業員数		従業員増加数	
		うち新規雇用		うち新規雇用		うち新規雇用

（ⅱ）当該事業年度終了時に認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域外にある事業所において雇用に従事する従業員の数　○○人

（ロ）令和○○年度
（ｉ）新規雇用従業員数　小計○○人
（ｂ）内訳

事業者の名称及び所在地	事業年度開始時の従業員数		事業年度終了時の従業員数		従業員増加数	
		うち新規雇用		うち新規雇用		うち新規雇用

8．国家戦略特別区域の区域外にある事業所の所在地

注　7（３）（イ）（ⅱ）及びロに掲げる事項については、事業を実施しようとする者が小規模企業者である場合のみ記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の５（第16条関係）

別記様式第６の５（第16条関係）（ゆう約郵便・必着）

特定事業の実施に係る認定書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの特定事業の実施に係る実施状況報告を提出した、国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項の規定に基づき、特定事業が下記のとおり認定に該当していると認、これを認定します。

記

認定の概要

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の６（第16条関係）

別記様式第６の６（第16条関係）（令ニ内閣令第・条例）

特定事業の実施に資金調達を生じない旨の通知書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項の規定による報告については、下記の理由により認定をしません。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の７（第17条関係）

別記様式第６の７（第17条関係）

特定事業に係る設備の調達に関する契約の締結状況について（報告）

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

会社の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法施行規則第15条第１項に規定する指定（　年　月　日付け）を受けた特定事業について、当社として、その実施に必要な資金が確実に調達することができると判断するに至ったため、同規則第17条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．事業の内容
２．事業実施期間及び指定の有効期間
３．事業の実施に必要な資金の調達に関する契約の締結状況
（１）計画期間全体における資金総額　○○百万円
（２）年度別内訳
（イ）令和○○年度
（１）○○年度資金小計　○○百万円
（ｉｉ）内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

（ロ）令和○○年度
（１）○○年度資金小計　○○百万円
（ｉｉ）内訳

資金調達先	資金額	資金調達方法	契約締結状況

４．事業実施に係る雇用計画
（１）設立事業年度の開始の日における常時雇用する従業員数（以下「従業員数」という。）
　　　

別記様式第６の９（第１７条関係）

別記様式第６の９（第17条関係）（令和○年○月○日・金融）

特定事業の実施に係る認定について

年　月　日

会社○○代表取締役社長　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けで申請された事業の実施に係る認定について、下記のとおり、国家戦略特別区域法第21条第３項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告される旨ご連絡申し上げます。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４用紙とすること。

別記様式第６の１０（第１７条関係）

別記様式第６の１０（第17条関係）（令和○年○月○日・金融）

特定事業の実施に係る認定を受けない旨の通知書

年　月　日

会社○○代表取締役社長　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けで国家戦略特別区域法第21条第３項の規定にこれを認定しない旨の通知をしました。

記

認定をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４用紙とすること。

別記様式第６の１１（第１７条関係）（ファンド等を通じて投資した場合）

別記様式第６の１１（第17条関係）（ファンド等を通じて投資した場合）（令和○年○月○日・金融）

国家戦略特別区域法施行規則第12条第６項に係る報告書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

住所又は所在地

会社名

代表者の氏名

国家戦略特別区域法第21条第３項の規定に基づき報告をいたします。下記のとおり申請します。なお、当社は法第21条のように規定する株式会社に該当するものであり、特定株式投資規程に基づき投資したものであることを申し添えます。

記

1．投資先の名称及び所在地
2．投資額　　円　年　月　日
3．当該法人の資本の金額
4．株式の比率
5．投資の目的
6．投資対象の種類

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４用紙とすること。

別記様式第６の１１（第１７条関係）（個人が直接投資した場合）

別記様式第６の１１（第17条関係）（個人が直接投資した場合）（令和○年○月○日・金融）

国家戦略特別区域法施行規則第12条第６項に係る報告書

年　月　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

住所又は所在地

氏　名

代表者の氏名

国家戦略特別区域法第21条第３項の規定に基づき報告をいたします。下記のとおり申請します。なお、当社は法第21条のように規定する株式会社に該当するものであり、特定株式投資規程に基づき投資したものであることを申し添えます。

記

1．個人の氏名及び住所
2．投資額　　円　年　月　日
3．当該法人の資本の金額
4．株式の比率
5．投資の目的
6．投資対象の種類

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４用紙とすること。

別記様式第６の１２（第１７条関係）

別記様式第６の１２（第１７条関係）（令２.７.１０ｐｐｃ・企画）

国家戦略特区域限定型雇用創出事業計画変更届出書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

　年　月　日付けの国家戦略特別区域法第７条第５項の認定による申請について、同条第６項の規定に基づき届出します。

記

１．個人の氏名及び住所
２．申請者が国家戦略特別区域法第２条第５項に規定する株式会社に該当するものであること
３．認定番号　　年第　　号　　日
４．３の認定が有効な人材確保の取組期間内であること
５．申請年度に係る応募者が３．国家戦略特別区域限定雇用創出事業１号認定計画及び特別措置法第７条第１項の特定株式取得等計画に基づくものであること
６．取得株式数
７．払込金額
８．払込金額の根拠

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第６の１３（第１７条関係）

別記様式第６の１３（第１７条関係）（令２.７.１０ｐｐｃ・企画）

対家賃軽減特区規定雇用創出事業不適用届出書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

　年　月　日付けの国家戦略特別区域法施行規則第１９条第４項の規定による申請について、同条第５項の規定に基づき届出します。

記

雇用を行わない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第７（第２３条関係）

別記様式第７（第２３条関係）（令２.７.１０ｐｐｃ・企画）

国家戦略特区支援利子補給金交付申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所

相続税額関係の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法第３６条第５項の規定に基づき、下記のとおり国家戦略特区支援利子補給金の交付を申請します。

記

１　国家戦略特区支援利子補給金交付額
２　対家賃軽減特区支援利子補給金納入先
　（対象金融機関名・支店名・預金口座別・口座番号・預金の名義を記載）
３　交付の根拠となる対家賃軽減特区の認定年月日

（添付書類）
（１）当該国家戦略特区支援利子補給金に係る償却額相当の不足額等決定
（２）賃貸が対象約款書であるか貸付条件どおりに行われていることを証する書類

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第８（第２４条関係）

別記様式第８（第２４条関係）（令２.７.１０ｐｐｃ・企画）

指定金融機関の指定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所

金融機関の名称及び代表者の氏名

国家戦略特別区域法第２９条第１項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

１　金融機関の名称
２　代表者の氏名
３　金融機関の所在地

（添付書類）
（１）定款
（２）登記事項証明書
（３）貸借対照表及び損益計算書
（４）事業を営まして行うための必要な資産の額を証明する書類

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第９（第２５条関係）

別記様式第９（第25条関係）（令２元年9月1日・追加）

安全手続に係る通知申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所
氏名
代表者の氏名

国家戦略特別区域法第28条の２第１項の認定を受けたいので、認定の申請に係る書類を添えて申請します。

（備考）
１．内閣総理大臣の求めるときに、必要な書類を提出するよう加えること。
２．用紙は、日本産業規格Ａ４とする。
３．国家戦略特別区域法施行規則第28条第３項に掲げる事項を付加する。

別記様式第１０（第２５条関係）

別記様式第10（第25条関係）（令２元年9月1日・追加）

安全手続に係る通知書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

年　月　日付けで認定申請について、国家戦略特別区域法第28条の２第１項に規定する安全手続に係る審査に資するものであることを通知します。

記

１．通知をした年月日
２．申請者の氏名又は代表者の氏名
３．申請の件名
４．安全手続の概要

（備考）
１．用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第１１（第２５条関係）

別記様式第11（第25条関係）（令２元年9月1日・追加）

安全手続に係る補助をしない旨の通知書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

年　月　日付けで国家戦略特別区域法第28条の２第１項に規定する安全手続に係る審査に資するデータ連携基盤事業に係るデータの安全管理については、下記の理由により補助をしないものとします。

記

補助をしない理由

（備考）
１．用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
国家戦略特別区域法施行規則第28条の２第１項に規定するデータの安全管理に係る補助をしない理由を下記の中から選択する。

別記様式第１２（第２６条関係）

別記様式第12（第26条関係）（令２元年9月1日・追加）

安全手続の変更に係る認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所
氏名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた安全手続の内容について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法施行規則第28条第１項の規定に基づき、関係その他の必要書類を添えて申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）
１．内閣総理大臣の求めるときに、必要な書類を提出するよう加えること。
２．用紙は、日本産業規格Ａ４とする。
３．国家戦略特別区域法施行規則第28条第３項に掲げる事項を追加する。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

別記様式第１３（第２６条関係）

別記様式第13（第26条関係）（令3.7.15 ｶﾃｺﾞﾘｰ追加）

安全管理の変更に係る通知書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

年　月　日付けの変更通知を踏まえについて、国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定する安全管理に係る事項に適合するものであることを確認します。

記

1．変更通知をした年月日
2．変更後の申請書の名称及び代表者の氏名
3．変更後の申請者の住所
4．変更後の法定区域計画の名称

（条件）
有効のためには、日本語翻訳版を添えること。

別記様式第１４（第２６条関係）

別記様式第14（第26条関係）（令3.7.15 ｶﾃｺﾞﾘｰ追加）

ﾃﾞｰﾀ連携の変更に係る通知をしない旨の回答書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

年　月　日付けで安全確保等措置をとった上で特定特別利用データ連携事業実施区域内のデータの移転登録について、以下のとおり確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

（条件）
有効のためには、日本語翻訳版を添えること。

（応答要領）
・法定特別利用区域計画第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る事項のうち、確認をしない理由を具体的に記載すること。

別記様式第１５（第２７条関係）

別記様式第15（第27条関係）（令3.7.15 ｶﾃｺﾞﾘｰ追加）

認定機関等によるデータ提供通知書

年　月　日

内閣総理大臣　名　殿

法人名
代表者の名

別記事業者等が知悉する法令の定める1項の秘密に該当する、別紙の記の機関等の有するデータの種類を通知します。

（条件）
1．内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2．別紙のとおり、日本語翻訳版を添えること。
3．国家戦略特別区域法施行規則第28条1項に定める期日を遵守すること。

（別紙）

記の機関等におけるデータ提供通知書

1．法人等名
株式会社名称（法人と代表者の名称であってはならない。法人格が不明な場合は、代表者の氏名）

2．各機関等について
事業実施区域　指定された区域名

3．提供を求められるデータの内容

①　機関等自身がもつデータのうち特に利用を期待	
②　連携を期待するデータを有するこれらの機関又は法人等名称	

4．データの提供目的等について

①　データの活用の目的	
②　データの利用たいか	

（注）提供目的は、別紙に示した特定特別利用区域計画データ連携連携事業に、提供を求めるデータの活用の目的及びこれを示す具体的用途となるよう記載すること。

5．データの提供方法等について

①　データ提供を可能（「必要ありしのまま」）		
②　希望するデータ形式		
③　データの提供方法	1）提供媒体	コピ形式　□CD/DB　□
		記録フォーマット　□ハードディスク記録　〇
		伝送形式　□電子DVD
		（その他　　）
	2）提供方法(電子ﾌｧｲﾙ)	
		□郵送　□宅配便
		（その他　　）

別記様式第１６（第２７条関係）

別記様式第16（第27条関係）（令3.7.15 ｶﾃｺﾞﾘｰ追加）

認定機関等による通知書

年　月　日

内閣総理大臣　名　殿

法人名
代表者の名

別紙記事業者等が知悉する法令の定める1項の秘密に該当する、別紙の記の機関等の有するデータの種類を通知します。

（条件）
1．内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
2．別紙のとおり、日本語翻訳版を添えること。
3．国家戦略特別区域法施行規則第28条1項に定める期日を遵守すること。

6．知に起因を及ぼし、又は当該提供を妨害するおそれ（国の機関等に対しては内閣総理大臣）のデータに関して

①	国の機関または内閣総理大臣の任務
②	犯罪の予防、捜査、公訴の提起または維持、刑の執行その他の司法に関する事項

7．その他データの提供にあたって必要な事項

別記様式第16（第27条関係）（令2.3.31令和01・追加）

公的機関からの求めるデータ提供依頼文書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

令　月　日付けで求めのあった国の機関等の保有するデータの提供依頼について、同意規程第四項第3号（以下「同」という。）第2項の下記事項、書面交付書の内容に基づき、下記のとおり提供することとしたので、通知します。

記

1．提供するデータの内容

①	当該のデータの名称及び内容概要	
②	当該のデータを提供しようとする国の機関または法人	

2．データの提供方法

①	データ形式	
②	データの提供方法	1）提供媒体　□CD-R　□DVD-R □USBメモリ　□データ伝送網：（　） □専用回線　□IP VPN □その他：（　） 2）暗号化処理　□無し　□AES256 □3DES：（　）

3．データの提供の要件に関する確認

4．その他データの提供にあたって必要な事項

5．内閣官房
担当長官：
現金担当：

（備考）
1．「内閣官房令第　号」は、改正法第21条第2項の規定による場合には「内閣官房令第○号」とする。「同名簿の内容」は、改正法第21条第2項の規定により内閣官房令で定める事項、「公的機関等代表」、「機密情報等代表」、「機密情報等の取扱に関する機関等の代表」とする。
2．「同」のうち2行目、「日本時間」以降を入れる。

別記様式第17（第27条関係）

別記様式第17（第27条関係）（令2.3.31令和01・追加）

民間機関からの求めるデータ提供依頼書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

令　月　日付けで求めのあった国の機関等または法人（以下「国」という。）第3項の下記事項、第7条第2項第3号、第7条第7項第3号の記載に基づき、下記のとおりとすることとしたので、通知します。

記

データ提供しない理由

（備考）
1．「内閣官房令第　号」は、改正法第21条の2第2項の規定による場合には「内閣官房令第○号」とする。「同名簿の内容」は、改正法第21条第2項の規定により内閣官房令で定める事項、「公的機関等代表」、「機密情報等代表」、「機密情報等の取扱に関する機関等の代表」とする。
2．「同」のうち2行目、「日本時間」以降を入れる。

（記載事項）
法第21条の3第2項の「同」、使用をしない理由を具体的に記載する。

別記様式第１８（第２７条関係）

別記様式第18（第27条関係）（令２元年9月1日～施行）

国の機関等における電子データ提出実施承認書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

年　月　付けで求めのあった国の機関等が保有するデータの提供承認について、提出期限、提出方法、データ形式等の取扱方法を次の通り定めたので、下記のとおり、国の機関等に通知しましたので、承知します。

記

1．データ提供の対象となる国の機関等及び公共機関等の名称
2．データ提供の電子的な方法及び方式

（備考）
1．内閣総理大臣（令１４．２．２１）、法第３条の３第２項の規定による指示により内閣総理大臣とした、国の機関等の場合であるときには、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2．別紙のとおりとする。日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第１９（第２７条関係）

別記様式第19（第27条関係）（令２元年9月1日～施行）

国の機関等における電子データ提出実施通知書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　名

年　月　付けで求めのあった国の機関等及び公共機関等が保有するデータの提供承認について、国の機関等の提出方法の方法及び提出期限の取扱方法を次の通り定めたので、下記のとおりデータ提供の実施を通知いたします。

記

電子データ提出の期限

（備考）
1．内閣総理大臣（令１４．２．２１）、法第３条の３第２項の規定による指示により内閣総理大臣とした、国の機関等の場合であるときには、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2．別紙のとおりとする。日本産業規格Ａ４とする。

（別紙記載）
電磁的な記録媒体に記録する。

別記様式第２０（第２７条関係）

別記様式第20（第27条関係）（令２元年9月1日～施行）

国の機関等における電子データ提出実施承認書

年　月　日

殿

印代
法務
代表者の氏名

年　月　付けで求めのあった国の機関等及び公共機関等が保有するデータの提供承認について、国の機関等の提出期限の取扱方法の方法及び提出期限の取扱方法を次の通り定めたので、下記のとおりデータ提出の実施を承認いたします。

記

1	提出するデータの内容	
①	電磁的なデータを記録するデータ物理媒体	
②	提出するデータ全容量と、国の機関等及び公共機関等名	

2	データの提出方法		
①	電子データ形式		
②	データの提出方法	1）提出媒体	□CD-R、□DVD-R □電子メール（ファイルアップロード機能） □光ディスク　□USB VMD □その他（　　）
		2）提出方式（電子メールに限り）	□暗号　□添付ファイル □その他（　　）

3．データの提出の実施を承認する

4．その他データの提出にあたっての留意事項

（備考）
1．内閣総理大臣の求めのほか、必要な事項を追加するとして定めること。
2．別紙のとおりとする。日本産業規格Ａ４とする。
3．法第４条第１項の規定により提出するデータに係る情報を提供する。

別記様式第21（第28条関係）

別記様式第21（第28条関係）（令3.7.15 令和3・3・31改）

地方公共団体に対するデータ提供依頼申出書

年　月　日

地方公共団体の長その他の執行機関　殿

住所
名称
代表者の氏名

国民健康保険法施行令第○○条の○○第○項の規定に基づき、別紙の地方公共団体の番号でデータの提供を求めます。

（備考）
1. 通知の例付番の記号の欄その他の欄は、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
3. 所定欄が不足する場合は別紙を用いて記載する。

（別紙）

地方公共団体に対するデータ提供依頼申出書

1. 法令等
根拠法令名等（使いたい情報の提供にあたってはその名称及び条文等を記載）

2. 合理的理由について
提供を求める理由　（簡潔にまとめて記入）

3. 提供を求めるデータの内容

①	提供を求めるデータの名称及び提供年度等
②	提供を求めるデータを保有している地方公共団体

4. データの活用目的について

③	データの活用目的
④	データの活用の方法

（注）設定区域計画に記載された交付金対象事業（データ連携基盤整備事業）に係わるデータの提供の申出の場合の法令の根拠は特に記入する必要はない。

5. データの提供方法等について

①	データの提供方法（例：ファイル提供）	
②	希望するデータ形式	
③	データの提供方法	1）提供媒体　□USBメモリ □光ディスク　□電子メール（データファイル添付）　□電子掲示板　□FTP（SFTP）　□その他（　　） 2）提供方法等（ファイル以外）　□専用　□汎用等　□その他（　　）

6. 現に提供を受け、又は今後提供を受ける予定の地方公共団体の保有するデータについて

①	現に提供を受けている地方公共団体
②	今後提供を受ける予定の地方公共団体

7. その他データの提供にあたって必要な事項

別記様式第22（第28条関係）

別記様式第22（第28条関係）（令3.7.15 令和3・3・31改）

地方公共団体に対するデータ提供依頼書

年　月　日

殿

地方公共団体の長その他の執行機関　印

※　は、はじめてデータの提供を依頼する際の番号でデータ提供依頼について、国家戦略特区法（以下「法」という。）第28条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり提供することとしたので、通知します。

記

1. 提供するデータの内容

①	提供するデータの名称及び提供年度
②	提供するデータを保有している地方公共団体

2. データの提供方法

①	データ形式	
③	データの提供方法	1）提供媒体　□USBメモリ　□光ディスク　□電子メール（データファイル添付）　□電子掲示板　□FTP（SFTP）　□その他（　　） 2）提供方法等（ファイル以外）　□専用　□汎用等　□その他（　　）

3. データの提供方法に関する期間

4．その他データの提供に当たって必要な事項

5．許可番号
許可機関：
機関番号：

（備考）
機械の不足または、ネット電算機網へのようする。

別記様式第２３（第２８条関係）

別記様式第23（第28条関係）（令3.7.19 ｸﾞﾘｰﾝﾗﾝﾄﾞ・認定）
地方公共団体の保有するデータの提供承諾書

年　月　日

殿

地方公共団体の長その他の法令権限者　㊞

年　月　日付けで求めのあった地方公共団体の保有するデータの提供承諾について、同意規約第6条第（ロ）（ハ）号に掲げる事項の記載に基づき、下記の事項にとり承諾していることとしましたので、通知します。

記

データを提供したい理由

（備考）
機械の不足または、ネット電算機網へのようする。

（記載事項）
提案内容を十分に理解の上、提供をしない場合を適切かつ証明する。

別記様式第２４（第２８条関係）

別記様式第24（第28条関係）（令3.7.19 ｸﾞﾘｰﾝﾗﾝﾄﾞ・認定）
地方公共団体の保有するデータ提供実施承諾書

年　月　日

殿

住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付けで通知のあった地方公共団体の保有するデータの提供承諾について、同意規約第6条第（ロ）（ハ）号に掲げる事項の記載に基づき、下記のとおりデータ提供の実施を承諾いたします。

記

1．提供するデータの内容

①	機械による読み取りが可能なデータの名称及びその説明等	
②	提供するデータを得るにいたる地方公共団体の	

2．データの提供方法

①	希望するデータ形式	
②	データの提供方法	1）提案書　□文書等　□文書以外 □電子メール　□ファイルアップロード　□
		2）機械為的電子メール(XX) □機器　□機械以外 □その他（　）

3．データの提供の実施希望時期

4．その他データの提供に当たって必要な事項

（備考）
1．地方公共団体の長その他の法令権限者の押印などで、必要な要件を満たすようご明示のこと。
2．機械の不足または、ネット電算機網へのようする。
3．記載事項は提案内容を十分に理解の上、提供をしない場合を適切かつ証明する。

別記様式第２５（第２９条関係）

別記様式第２５（第29条関係）（令3.7.15 ﾃﾞｼﾞﾀﾙ庁ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ改訂）

認定地方公共団体の特例事務の委託に係る承諾書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

国土交通省所管行政法人長官

国土交通省所管行政法人（以下「法人」という。）は、令和3年5月12日に成立した「デジタル関係の特例等に関する法律」（以下「法律」という。）第29条の規定に基づき、法律の施行に伴って、下記のとおり認定地方公共団体の特例事務の委託を受けます。

記

1．土地利用調査データ活用支援研究の実施
2．地理空間データ流通事業活動の内容
3．地理空間データ流通事業活動の流通源泉及び流通範囲
4．事業者等の活動状況調査
5．地理空間データ流通事業活動を支援するために無償提供が必要となる前たる認知の特例調査
6．地理空間データ流通事業活動を支援するために無償提供が必要となる前たる認知の特例調査の内容
7．その他

（指令）
1．内閣総理大臣の求めに応じ、必要な資料を提出するよう努めること。
2．別紙の大きさは、日本産業規格A４とする。

（別紙記載）
1．地理空間データ活用事業活動の目的
　地理空間データ活用事業活動の目的（地理空間データ活用事業活動を実施しようとする理由を含む。）及び地理空間データ活用事業活動に係る地理空間データ提供事業活動の目的（以下「目的」という。）を具体的に記載すること。
2．地理空間データ活用事業活動の実施期間及び実施規模
　実施目的に、地理空間データ活用事業活動を開始し完了する時までに実施する内容を記載する。インターネットを通じて提供するデータに関する事業活動など、事業内容を実施する手続が不確定な内容（以下「確定」）、可能な限り具体的で明らかとなるように記載する。
3．地理空間データ活用事業活動を実施するために無償提供が必要となる前たる認知の特例調査の内容
（1）事業者の活動の特例調査の内容（目的達成のためにどのような特例が必要か。）
　「目的」は成立するために何が必要なのかの理解等の観点からわかりやすく、「目的」に記載すること。
（2）新たな地域の特例調査を要望することにより実施が可能となる地理空間データ流行事業の事業内容を明示的に記載する。
（3）現行実績が確認において、既に事業活動の一部を実施している場合はそれらの状況を記載する。

別記様式第２６（第２９条関係）

別記様式第26（第29条関係）（令3.7.15 ﾃﾞｼﾞﾀﾙ庁ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ改訂）

新たな地域の特例調査を廃止することとする旨の通知書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　印

年　月　日付けで無償の求めのあった新たな地域の特例調査については、下記のとおり廃止することとしたので、通知します。

記

1．廃止することとする新たな活動の特例調査の内容
2．新たな地域の特例調査の廃止の理由
3．その他

（指令）
1．内閣総理大臣（以下「内閣総理大臣」という。）は、当該活動の適正確保による健全な活動実施を図るため、特例調査の実施状況による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の意見を聴取する。
2．別紙の大きさは、日本産業規格A４とする。

別記様式第２７（第２９条関係）

別記様式第27（第29条関係）（令3.7.15 ﾃﾞｼﾞﾀﾙ庁ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ改訂）

廃止することとする新たな活動の特例調査の内容の公示

1．廃止することとする新たな活動の特例調査の内容
2．新たな地域の特例調査の廃止の理由
3．その他

（記載要領）
1．「廃止することとする新たな活動の特例調査の内容」中、「新たな地域の特例調査の廃止」をするための変更上の理由に該当する場合については、これを公表の対象として記載しない。

別記様式第２８（第２９条関係）

別記様式第28（第29条関係）（令3.7.15 ﾃﾞｼﾞﾀﾙ庁ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ改訂）

新たな地域の特例調査を認じないこととする旨の通知書

年　月　日

殿

内閣総理大臣　印

年　月　日付けで無償の求めのあった新たな地域の特例調査については、下記のとおり認じないこととすることを決定したので、通知します。

記

1．特例調査を認ずることが適切でないと認めていると判断する理由
2．当該の特例調査の認じ方、「地理空間データ流通事業活動の実施が可能となる前提」、「はたらきかけ」の内容が、「地理空間データ流通事業活動」として認識の実績、「はたらきかけ」の内容
3．認定地域特例法関係機関の意見からの意見の概要
4．その他

（指令）
1．「内閣総理大臣（以下「内閣総理大臣」という。）は、当該活動の適正確保による健全な活動実施を図るため、特例調査の実施状況による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の意見を聴取する。
2．「理由」の欄は、日本産業規格A４とする。

（別紙要領）
1．「理由」には、整理を求められた前たる地域の特例調査の内容の説明、実施状況「はたらきかけ」「特定の地域の先駆的事業」の実施事業活動の実施の設置」（以下「はたらきかけ」という。）の状況の説明の事例調査によって前提の確保が新しくは認識が行われる見通し等を説明に記載するよう努めること。

別記様式第２９（第２９条関係）

別記様式第29（第29条関係）（令２６年９月１日・追加）

地方公共団体の市場化テスト推進委員会設置届出書

年　月　日

殿

内閣府特３級　名

地方公共団体の市場化テスト推進委員会を設置したので、「民間競争入札に関する法律」（平成18年法律第51号）第26条第１項の規定に基づき、下記のとおり、関係資料を添えてお届けします。

記

１．貴官と協議した市場化テスト推進委員会の委員の氏名及び役職名
２．貴官と協議した市場化テスト推進委員会の委員の任期

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第３０（第３０条関係）

別記様式第30（第30条関係）（令２６年９月１日・追加）

民間競争の実施計画書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

認定地方公共団体　名

認定地方公共団体の長の名称を記載の上、下記のとおり民間競争の実施を提出します。

記

１．実施期間（年度）
２．貴官と協議した市場化テスト推進委員会の委員の氏名及び役職名（地方公共団体の長が市場化テスト推進委員会を設置する場合に限る。）
３．民間競争の実施に関する事項（別紙１）
４．その他（別紙２）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１

民間競争の実施に関する事項

１　認定地方公共団体の名称

２
（１）実施する民間競争の対象となる業務（以下「対象業務」という。）
（２）実施する対象業務の実施期間の始期及び終了期日
（３）対象業務を行政サービスの実施に関する法律（平成18年法律第126号）第２条第３項に規定する公共サービス（以下「公共サービス」という。）として実施する場合の実施方法
３　認定地方公共団体が保有する情報（対象業務を実施するために必要な情報に限る。）の提供の方法及び対象業務を行うに当たり当該情報を利用する場合の当該情報の管理及び利用の方法
４　その他（２）及び３に掲げる事項以外に当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

（１）から（４）までに掲げる事項については、「１　認定地方公共団体の長が市場化テスト推進委員会に提出する実施方針（以下「実施方針」という。）」の作成に当たり参考とする事項を記載する事項、２（２）に掲げる事項については、別紙２の様式の作成に当たり参考とする実施方針に関する事項、３に掲げる事項のうち、「５　公共サービス実施民間事業者（以下「実施事業者」という。）」の選定に当たり参考とする事項を記載する事項、「６　公共サービス実施事業者による公共サービスの実施状況の評価」及び「８　その他公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な事項」を記載すること。）

別紙２

地方公共団体の市場化テスト推進委員会の市場化テスト推進事業者選定委員会に提出する
市場化テスト実施方針参考様式（民間競争の実施に関する計画）の記載事項

１　対象となる民間競争の実施に関する事項
□民間競争の対象となる業務の概要及び対象区域（対象区域が市町村の場合は市町村名）
□実施期間
□市民の意見等を聞くための措置
□公共サービスの内容
□その他（　　）

２　１の内容

３　上の理由

（注）上の理由を記載してください。
（例：過去の経験を上げる場合は、その経験の秘匿及びＩＴ関連のＰＩＮ等を記載してください。）

別記様式第31（第31条関係）（令3.7.15 内閣府令・総務令）

認定匿名加工情報の変更の届出書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

認定情報処理支援機関の商号又は名称

年　月　日（　　）に認定を受けた匿名加工情報の作成について、下記事項を認定情報処理支援機関の名称又は商号に変更したので、認定情報処理支援機関の変更を届出します。

1　変更年月日
2　変更事項の内容

記

1．認定匿名加工情報の変更の理由（理由書）
2．認定匿名加工情報の作成事業に係る業務を他の認定匿名加工情報事業者の委託を受けたことの旨（委託の旨）

(注)　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比してご記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

別紙１

認定匿名加工情報の作成方法

１　認定情報処理支援機関の名称

２
（１）当分に応じて作成する情報に常時しているパーソナルデータ（個人情報保護委員会の告示

（２）次に応じて作成する情報の利用目的の通知を受けるなどの認定匿名加工情報事業者の名称

３　認定情報処理支援機関の匿名加工情報事業者に対する認定匿名加工情報事業者の不正な認定情報処理支援機関に対する情報提供の方法

４　その他認定情報処理支援機関における業務の適正確保のために必要な措置（匿名加工情報の適正な加工の確保のために必要な措置）

※　２（１）に掲げる事項については、「１　匿名加工情報作成のデータ（情報提供事業者の内容及び法令に基づき加工を行うことに関する事項）」及び「２　その他匿名加工情報作成のデータ（情報提供事業者）」に関する事項（第３２条第２項第２号に掲げる事項）について、作成方法の内容を記載するとともに、匿名加工情報作成のデータ（匿名加工情報作成のデータ）に関する事項（「１　匿名加工情報作成のデータ（情報提供事業者）」に関する事項に限る。）、「２　匿名加工情報作成のデータ（情報提供事業者）」に関する事項（「１　その他匿名加工情報作成のデータ（情報提供事業者）」に関する事項に限る。）を記載すること。

別紙２

匿名加工情報の利用目的の通知を受けるなどの認定匿名加工情報事業者の名称又は商号

匿名加工情報の利用目的の通知を受けることの旨

１　以下の公表その他の方法により公表を行うこと。
□下記情報処理支援機関の名称及び公表の方法の内容（その他の利用目的を示す方法で利用される情報提供の場合）
□「利用目的に係る通知書」
□「利用目的に係る公表」
　その他認定情報処理支援機関が適切と認める方法（　　）

２　上の申請者　＿＿＿＿＿＿＿＿

３　上の記載

※　３については、１の記載を選択してください。
（例）「無」の場合であっても、その理由の説明を含む申請内容を記載してください。